

平成 24 年度

第 3 次沼津市男女共同参画基本計画
実施状況報告書

平成 25 年 9 月 17 日

沼津市企画部市民協働課

平成 24 年度第 3 次沼津市男女共同参画基本計画実施状況報告

沼津市男女共同参画推進委員会は、沼津市男女共同参画推進条例第 17 条に基づき、第 3 次沼津市男女共同参画基本計画に掲げた事業の取組状況等について調査を実施した。

その取組状況について、同委員会の意見を付し、同条例第 14 条に基づき報告する。

1. 報告の対象

(1) 第 3 次沼津市男女共同参画基本計画について

第 3 次沼津市男女共同参画基本計画は、誰もが心豊かに生活できる男女共同参画社会の実現を目指して、本市のあらゆる施策に男女共同参画の視点に立った取り組みを推進していくことを目的として策定したものであり、沼津市男女共同参画推進条例第 3 条に掲げている 6 つの基本理念に対して、13 の基本的施策及び 92 の事業により構成されている。

また、同計画については、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間を実施期間として、有識者及び公募市民等で構成された沼津市男女共同参画推進委員会が計画に掲げた事業の取組状況等についての調査及び審議を行っている。

(2) 対象

第 3 次沼津市男女共同参画基本計画

事業所管課：18 課 92 事業

(3) 調査実施日

第 1 回 平成 25 年 7 月 30 日 (9 課 43 施策)

第 2 回 平成 25 年 8 月 9 日 (9 課 49 施策)

(4) 調査の方法

各事業所管課から提出された推進調査票をもとに、沼津市男女共同参画推進委員会がヒアリングを実施し、客観的な立場から基本理念に沿った事業の取り組みがなされているかの調査及び審議、また必要な助言等を行った。

(5) 報告書の形式

各事業所管課は、第 3 次沼津市男女共同参画推進計画に掲げる 92 の事業に対して、「取組状況」及び「事業実績」の視点から自己評価を行っている。

これを 13 の基本的施策に分類して、それぞれの基本的施策における評価を示すとともに、全体の取組状況における沼津市男女共同参画推進委員会の総括及び個々の事業に対する委員からの主要な意見を記載した。

2. 総括意見

第3次沼津市男女共同参画基本計画（ぬまづ男女ハーモニープラン3）は、その目的及び基本理念の設定について、男女共同参画の基本的問題意識をしっかりと踏まえたものとなっており、計画を推進していくための具体的な施策についても、現在重要と考えられるテーマを網羅的に掲げた適切な構成となっている。

この計画を着実に推進していくことにより、沼津市における男女共同参画の大きな進展が期待できるものと評価できるものである。

その前提のもとで、年度ごとの具体的な施策推進内容についての審議が推進委員会の主たる役割である。

平成24年度の推進内容については、全体としてほぼ順調に計画に基づいた施策が推進されていると評価することができるものの、個々の担当課ごとの施策への取り組み姿勢及びその施策遂行の結果については、きわめて熱心で積極的な成果が示されているものもある一方で、いまだ不十分な取組結果に終わっているものもいくつか認められており、取り組み姿勢や施策実施の結果において、やや各課あるいは施策ごとの差異が示されたといえることができる。

個々の具体的な施策について詳しく言及することは避けるが、全体の審議を通して強く感じたことは以下の3点である。

まず、男女共同参画社会の目的や男女共同参画施策に行政が取り組む必要性、また各担当課の施策に関する男女共同参画の観点から見た意義などについて、多くの担当課が的確に理解し認識した上で個々の施策推進に取り組んでいる一方で、いまだにその理解や認識が必ずしも十分とはいえない担当課が存在しているという事実である。

行政全体が積極的にリーダーシップを取って、地域における男女共同参画を推進及び牽引していく役割が非常に大きくなってきている現在において、この現状はやはり問題といわなければならない。今後とも職員全体に向けた男女共同参画の基礎研修をはじめ、特に管理職など対象を特定化した専門的研修など、行政全体として能力向上をめざした取り組みについて継続的・発展的実施が望まれる。

次に、年次計画の担当課ごとの自己評価において、可能な限りPDCAサイクルなど共通の評価基準を用いて、できるだけ統一化された評価の仕方に基づく自己評価方法を導入することが必要という点である。

平成24年度の自己評価の方式を見ると、各課ないしは担当者によってその内容にかなりのばらつきや温度差があり、とりわけ成果が客観的、実証的に数値化されにくい事業に関しては、漠然とした印象や曖昧な説明の記述に終わっているものも相当確認された。

全ての施策を画一的な評価基準で検証することは無理としても、少なくとも計画実施の具体的実績とは何を指すか、どのような問題があったためにどこが課題となったのか、その課題を今後その問題点へどのような対応によって解決へ導いていくのか、

といった基本的内容については、評価方法の統一化についての検討が必要である。

最後に、推進調査票の表記の仕方について、各課に対し一層適切な説明と指示が必要ということである。

審議資料としてあらかじめ提出された推進調査票の各施策についての記載内容は、担当課あるいは担当者によってその書き方に幅がありすぎて、例えば上記のようなより客観的な自己評価をきちんと意識した書き方になっていないものが多々ある一方で、取組実績がそれなりに存在するのに、細部の具体的数値の記載などを省略してしまって、結果的に実績の適切な審議には不十分な資料作成にとどまっている例なども散見された。

こうした事態にならないよう、推進調査票については、より丁寧な記載の仕方に関する説明と指示、また記載方法についての一層の検討が必要となってくると思われる。

平成 25 年度は、本計画期間の中間点であることから、これらの課題について早急に検討し、誰もが心豊かに生活できる男女共同参画社会の実現ができるよう取り組まれない。

沼津市男女共同参画推進委員会

委員長 犬塚 協太

3. 主要意見

各事業における委員からの主要な意見は次のとおりである。

(1) 女性に対する暴力等の根絶

ア DV相談者が、どのような経路で相談にたどり着いたのか調査し、円滑な相談体制を構築してほしい。

(2) 男女共同参画意識の育成

ア 子育て世代の父親に対し育メンの体験談などのテーマによる研修会等を実施し、更なる意識向上に努めてほしい。

イ 県教委の人権教育指導者研修会に男女共同参画のテーマを盛り込み、教職員の意識の向上が図れるよう要請してほしい。

ウ 児童生徒に対し、大人になるまでに「男女は同じ立場である。」という理解をさせていくことが重要である。

(3) 地域社会における男女共同参画促進

ア 社会福祉協議会の講座については、男女共同参画の視点による講座のメニューの検討をしてほしい。

イ 地域の防災訓練において、他男女の業務を逆転した取り組みを行い、互いの業務を把握する取組事例があるので、参考にしてほしい。

ウ 防災計画の策定等には、震災を経験した女性の意見を取り入れ、課題点の周知

に努められたい。

(4) 就労の場における男女平等の推進

ア 農業の家族経営協定は、経済的なメリットではなく、女性の農業労働を正當に評価する制度であることを周知させ、協定の締結件数の増加に努められたい。

(5) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

ア 農林水産業における女性の参画を促進するためにも、女性活動のPRについてインターネット等を利用し、積極的な発信に努められたい。

イ 戸田漁協の婦人部に若い女性を取り込み、活動の活性化に向けた支援を行うべきである。

(6) 女性の人材育成支援

ア 年配の女性ばかりではなく、PTAの役を終えた若い人材の育成に取り組み、新たな人材の掘り起しに取り組みたい。

イ 市の事業として女性の就業意識や職業能力向上のための施策を進めるべきである。

(7) 仕事と生活の調和実現のための職場環境づくり

ア 男性の育児・介護休暇の整備はされているものの、実際に取得している者は少ない。休暇を取得しやすい職場環境の整備に努められたい。

(8) 仕事と生活の調和実現のための家庭・地域環境づくり

ア 育児や介護などへの男性の積極的な参画を図るためにも、「育メン」のみでなく「育ジイ」も参加できる講座を開催の検討が必要である。

イ 高齢者、障害者の社会参加のみを目標とするのではなく、これを社会貢献につなげていく道筋の検討が必要である。

(9) 男女の互いの性の尊重

ア 若年世代に正しい性知識の情報を提供する施策については、子宮頸がんの特化した計画だけでなく、デートDVなどの別視点での取り組みも検討してほしい。

イ 妊婦とその夫への親となる意識の啓発を進めていくには、男性に対しての啓発を強く行っていくべきである。

(10) 男女の生涯における良好な生活支援

ア 障害者週間市民の集いの実行委員会については、女性の実行委員の選出を要請し、更なる女性の参画を検討されたい。

イ 万年青大学、寿大学などの男性参加者を増やすためにも、夫婦で参加できる講座、イベントの検討が必要である。

4. 評価

第3次沼津市男女共同参画推進計画に掲げる92の事業に対して、「取組状況」及び「事業実績」の視点から自己評価を行った結果は、次のとおりである。

基本的施策1 男女の人権を尊重する教育の充実									
施策の方向	該当事業数	取組状況				事業実績			具体的施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)男女の人権を尊重するための意識啓発	3	2	1	0	0	1	2	0	2
(2)教育・保育の場での男女の人権尊重に関する教育の充実	3	1	2	0	0	0	3	0	2
事業内訳	6	3	3	0	0	1	5	0	4
基本的施策2 女性に対する暴力等の根絶									
施策の方向	該当事業数	取組状況				事業実績			具体的施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)セクハラやDV等女性への暴力防止に向けた啓発・防止対策の推進	5	2	3	0	0	1	4	0	4
(2)被害者への相談体制の充実と自立支援	5	3	2	0	0	2	3	0	2
事業内訳	10	5	5	0	0	3	7	0	6
基本的施策3 男女共同参画意識の育成									
施策の方向	該当事業数	取組状況				事業実績			具体的施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)市役所における男女共同参画意識の育成	1	0	1	0	0	0	1	0	1
(2)教育・保育の場での男女共同参画意識の育成	7	2	3	2	0	1	3	3	3
(3)地域社会での男女共同参画意識の育成	1	0	1	0	0	0	1	0	1
(4)就労の場での男女共同参画意識の育成	1	1	0	0	0	0	1	0	1
(5)男女共同参画推進のための調査・研究・広報活動	2	0	1	0	1	0	0	2	1
事業内訳	12	3	6	2	1	1	6	5	7
基本的施策4 地域社会における男女共同参画促進									
施策の方向	該当事業数	取組状況				事業実績			具体的施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)地域活動や市民活動への男女の対等な参画促進	3	0	2	1	0	0	3	0	2
(2)NPO・ボランティア団体等の育成および活動支援	4	4	0	0	0	1	3	0	2
事業内訳	7	4	2	1	0	1	6	0	4

基本的施策5 就労の場における男女平等の推進									
施策の方向	該当事業数	取組状況				事業実績			具体的施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)男女の対等な雇用・労働条件確保のための施策の推進	3	1	2	0	0	0	2	1	3
(2)就労の場における男女平等の推進	2	0	2	0	0	0	2	0	1
事業内訳	5	1	4	0	0	0	4	1	4

基本的施策6 政策・方針決定過程への女性の参画促進									
施策の方向	該当事業数	取組状況				事業実績			具体的施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)市の審議会等への女性の登用促進	2	2	0	0	0	0	2	0	2
(2)市役所・教育の場における女性の積極的登用	3	0	3	0	0	0	3	0	3
(3)企業・諸団体における女性の積極的登用	4	1	1	1	1	0	4	0	3
事業内訳	9	3	4	1	1	0	9	0	8

基本的施策7 女性の人材育成支援									
施策の方向	該当事業数	取組状況				事業実績			具体的施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)女性人材リストの更新・活用	2	0	1	1	0	0	1	1	2
(2)女性の就業意識・能力開発への支援	3	1	2	0	0	0	3	0	3
事業内訳	5	1	3	1	0	0	4	1	5

基本的施策8 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)実現のための職場環境づくり									
施策の方向	該当事業数	取組状況				事業実績			具体的施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)育児・介護休業制度の普及促進	5	1	4	0	0	2	2	1	5
(2)女性の就職・再就職への支援	2	1	1	0	0	0	2	0	2
事業内訳	7	2	5	0	0	2	4	1	7

基本的施策9 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)実現のための家庭・地域環境づくり									
施策の方向	該当事業数	取組状況				事業実績			具体的施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)ワーク・ライフ・バランス実現のための学習支援	3	0	3	0	0	0	2	1	2
(2)ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備	6	1	4	0	1	0	5	1	3
事業内訳	9	1	7	0	1	0	7	2	5

基本的施策10 男女の互いの性の尊重									
施策の方向	該当事業数	取組状況				事業実績			具体的施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)性に関する学習機会の充実	4	0	4	0	0	0	4	0	2
(2)生涯にわたる男女の健康支援	5	1	4	0	0	0	5	0	3
事業内訳	9	1	8	0	0	0	9	0	5

基本的施策11 男女の生涯における良好な生活支援									
施策の方向	該当事業数	取組状況				事業実績			具体的施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)健康づくりや生きがいづくりへの支援	4	4	0	0	0	1	3	0	2
(2)高齢者・障がい者の社会参加支援	5	3	2	0	0	0	4	1	2
事業内訳	9	7	2	0	0	1	7	1	4

基本的施策12 国際的視野の下での男女共同参画理解の促進									
施策の方向	該当事業数	取組状況				事業実績			具体的施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)国際社会の動向や情報の収集・提供	1	0	1	0	0	0	1	0	1
事業内訳	1	0	1	0	0	0	1	0	1

基本的施策13 国際協調による男女共同参画の促進									
施策の方向	該当事業数	取組状況				事業実績			具体的施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)多様な文化や価値観に理解を深めるための国際交流促進	1	0	1	0	0	0	1	0	1
(2)在住外国人の地域参画支援と相談体制の充実	2	0	1	1	0	0	2	0	1
事業内訳	3	0	2	1	0	0	3	0	2

基本的施策	該当事業数	取組状況				事業実績			具体的施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
男女の人権を尊重する教育の充実	6	3	3	0	0	1	5	0	4
女性に対する暴力等の根絶	10	5	5	0	0	3	7	0	6
男女共同参画意識の育成	12	3	6	2	1	1	6	5	7
地域社会における男女共同参画促進	7	4	2	1	0	1	6	0	4
就労の場における男女平等の推進	5	1	4	0	0	0	4	1	4
政策・方針決定過程への女性の参画促進	9	3	4	1	1	0	9	0	8
女性の人材育成支援	5	1	3	1	0	0	4	1	5
仕事と生活の調和実現のための職場環境づくり	7	2	5	0	0	2	4	1	7
仕事と生活の調和実現のための家庭・地域環境づくり	9	1	7	0	1	0	7	2	5
男女の互いの性の尊重	9	1	8	0	0	0	9	0	5
男女の生涯における良好な生活支援	9	7	2	0	0	1	7	1	4
国際的視野の下での男女共同参画理解の促進	1	0	1	0	0	0	1	0	1
国際協調による男女共同参画の促進	3	0	2	1	0	0	3	0	2
全事業総評価	92	31	52	6	3	9	72	11	62

平成 24 年度の「事業の取組状況」については、「A」31 項目、「B」52 項目、「C」6 項目、「D」3 項目であり、「事業実績」については、「A」9 項目、「B」72 項目、「C」11 項目である。